

平成20年2月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成19年(ハ)第21596号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成20年2月14日

判 決

原 告

同訴訟代理人司法書士

同訴訟復代理人司法書士

東京都品川区東五反田二丁目3番5号

被 告

同代表者代表取締役

[Redacted]

[Redacted]

佐 原 大 介

株 式 会 社 キ ン ダ イ

[Redacted]

主 文

- 1 被告は原告に対し、35万9867円及び内金34万8833円に対する平成19年3月2日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の表示

1 請求の趣旨

主文同旨

2 請求原因の要旨

- (1) 原告は、貸金業者である被告との間で、貸付残高に応じて一定金額を毎月弁済すれば、融資限度額内で自由に貸し借りができる内容の継続的金銭消費貸借契約を締結し、これに基づき別紙計算書(以下「計算書」という。)の「取引日」欄記載の各年月日に被告から「借入額」欄記載の各金額を借り入

れ、又は被告に対し「返済額」欄記載の各金額を返済して金銭消費貸借取引を継続してきた。

(2) この借入の約定利率は利息制限法1条1項で定める制限利率(以下単に「制限利率」という。)を超えるものであった。そこで、原告が弁済した金員を制限利率に引き直して計算した利息(以下「制限利息」という。)及び元本に充当して計算すると過払金が発生し、この過払金をその後に発生した原告の新たな貸付に係る借入金債務に充当してもなお過払金が残存しているから、被告はこの過払金を法律上の原因なく利得した。

(3) 被告は、貸金業者であり、制限利息を超えた利息の支払であることを知って弁済金を受領していたのであるから、過払金について悪意の受益者である。

3 よって、原告は、被告に対し不当利得の返還として計算書の計算結果による過払金元金、悪意の受益者が支払うべき過払金に対する利息金の支払いを求める。

## 第2 被告の主張

1 被告は、請求棄却の判決を求め、原告が被告との間で原告主張の年月日に原告主張の金額を借り入れ又は弁済したことは認めるが、次のとおり主張する。

2 原告と被告との間の取引は、平成11年5月7日から同14年4月22日までの取引(第1取引)と平成15年1月9日以降の取引(第2取引)の二つの別個の取引で成り立っている。原告は平成14年4月22日にいったん貸付債務を完済して取引を終了し、その約9か月後の平成15年1月19日に新たに被告から20万0000円を借り入れて第2取引が開始されたのである。

また、被告は、平成18年2月23日に37万0000円を追加貸付した際に第2取引の契約内容を変更して包括契約を締結している。

第2取引はいわゆる借り換えではなく、借入金額全額の現金を交付して新たに貸付を行っており、第1取引とは別個のものである。さらに第1取引は準消費貸借契約の形態であり、第2取引の当初は個別契約であるが、平成18年2

月23日に極度借入基本契約を締結している。

- 3 原告との取引は貸金業の規制等に関する法律（現貸金業法、以下「貸金業法」という。）43条1項で認められたいわゆる「みなし弁済」の適用を前提とした取引であり、被告は悪意の受益者ではない。

被告は原告に対し、同法17条の書面を交付していたし、同法18条の書面は原告から借入を家族に知られたくない旨の申し出があったので、交付を差し控えていたのである。

また、仮にみなし弁済の適用がないとしても被告はみなし弁済が成立すると認識していたのであるから悪意の受益者には該当しない。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 被告が貸金業者であること、原告と被告との間で原告主張の金銭消費貸借取引が行われたことは当事者間に争いがなく、この取引の経過及び態様によれば、原告は被告から継続して多数回にわたる借入をなし、ほぼ毎月貸付残額に応じてほぼ一定の額に近い金額の弁済を継続的に行っていることが認められるのであって、一定の限度額内で自由に借入が行われ、毎月貸付残額に応じて定められる額を弁済する内容の基本契約があったのと同様に全体として一個の継続的金銭消費貸借取引であると評価できる。

同一の貸主と借主との間でこのように基本契約に基づいたのと同様に継続的に貸付けとその返済が繰り返される金銭消費貸借取引においては、借主は、借入れ総額の減少を望み、両当事者ともに複数の権利関係が発生するような複雑な事態が生じることは望まないのが通常と考えられることから、このような継続的取引の合意には、弁済金のうち制限超過部分を元本に充当した結果当該借入金債務が完済となり、過払金が発生した場合は、この過払金はその後に発生した原告の新たな貸付に係る借入金債務に充当する旨の合意が含まれているものと解するのが相当である。

被告は、本件取引が全体として二個の別個の契約から成り立っている旨主張

するが、本件口頭弁論期日に出頭せず、主張書面と証拠の写しを提出するのみであり、何らの証拠を提出しない。

甲第2号証及び弁論の全趣旨によれば、被告主張のとおり平成14年4月ころに約定利率に基づく被告の計算による貸付金があったん完済されたことが認められるが、このことのみで前記の認定を覆すには足りず、弁論の全趣旨を考慮しても他に同認定を覆すに足る証拠はない。

- 2 証拠及び弁論の全趣旨によれば、同取引の約定利率が制限利率を超えていたこと、被告が制限利率を超えた利息の弁済として弁済金を受領していたことがいずれも認められる。

貸金業者が制限利息の額を超えて利息として支払われた部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものと言うべきである。

以上を本件にあてはめれば、被告は原告との取引はいわゆる「みなし弁済」が成立することを前提とした取引であった旨主張するが、貸金業法43条1項の規定が適用されるために必要な同法17条及び18条に定める書面が交付された事実を証する証拠はなく、本件取引に同法43条1項の適用はない。

そうすると、被告がいわゆる「みなし弁済」が適用されると認識していたのみでは、特段の事情があったとは認められず、その他特段の事情を認める証拠もない。

- 3 以上認定したように原告と被告との間の取引を一連の継続した取引として制限利率に従って計算し、過払金に民法704条で定める年5分の割合による利息を付して先に認定したところに従って充当計算した結果は、計算書記載のと

おりである。

4 以上によれば，原告の請求は理由がある。

東京簡易裁判所民事第1室

裁 判 官 矢 倉 章 三

利息制限法所定の制限利息で計算した。なお、閏年に伴う利息の計算上、閏年及びその前年については取引がない場合でも12月31日の項目を設けている。

## 計 算 書

(別紙)

業者名 株式会社キンダイ

取引日	借入額	返済額	日数	遅延日数	利率	利息	遅延損害金	元金返済額	残元金	未清算利息	過払金の利息(5%)	過払利息の元本充当額
H11.05.07	300,000				18%	0			300,000	0	0	0
H11.05.24		15,843	17		18%	2,515	0	13,328	286,672	0	0	0
H11.06.22		19,404	29		18%	4,099	0	15,305	271,367	0	0	0
H11.07.22		19,976	30		18%	4,014	0	15,962	255,405	0	0	0
H11.08.05	230,000		14		18%	1,763	0	0	485,405	1,763	0	0
H11.08.23		29,316	18		18%	4,308	0	23,245	462,160	0	0	0
H11.09.22		31,723	30		18%	6,837	0	24,886	437,274	0	0	0
H11.10.22		31,673	30		18%	6,469	0	25,204	412,070	0	0	0
H11.11.22		31,673	31		18%	6,299	0	25,374	386,696	0	0	0
H11.12.08	60,000		16		18%	3,051	0	0	446,696	3,051	0	0
H11.12.24		32,000	16		18%	3,524	0	25,425	421,271	0	0	0
H11.12.31			7		18%	1,454	0	0	421,271	1,454	0	0
H12.01.24		31,548	24		18%	4,972	0	25,122	396,149	0	0	0
H12.02.21		29,509	28		18%	5,455	0	24,054	372,095	0	0	0
H12.03.22		29,990	30		18%	5,489	0	24,501	347,594	0	0	0
H12.04.21		29,470	30		18%	5,128	0	24,342	323,252	0	0	0
H12.04.25	80,000		4		18%	635	0	0	403,252	635	0	0
H12.05.22		36,825	27		18%	5,354	0	30,836	372,416	0	0	0
H12.06.22		36,461	31		18%	5,677	0	30,784	341,632	0	0	0
H12.07.24		36,243	32		18%	5,376	0	30,867	310,765	0	0	0
H12.08.24		35,041	31		18%	4,737	0	30,304	280,461	0	0	0
H12.09.22		34,332	29		18%	4,000	0	30,332	250,129	0	0	0
H12.10.18		31,469	26		18%	3,198	0	28,271	221,858	0	0	0
H12.11.22		34,899	35		18%	3,818	0	31,081	190,777	0	0	0
H12.12.22		32,545	30		18%	2,814	0	29,731	161,046	0	0	0
H12.12.31			9		18%	712	0	0	161,046	712	0	0
H13.01.22		31,433	22		18%	1,747	0	28,974	132,072	0	0	0
H13.02.19		29,722	28		18%	1,823	0	27,899	104,173	0	0	0
H13.03.22		32,000	31		18%	1,592	0	30,408	73,765	0	0	0
H13.04.23		29,722	32		18%	1,164	0	28,558	45,207	0	0	0
H13.05.22		28,009	29		18%	646	0	27,363	17,844	0	0	0
H13.06.22		28,331	31		18%	272	0	28,059	-10,215	0	0	0
H13.07.23		27,123	31		0%	0	0	27,123	-37,338	0	43	0
H13.08.23		26,423	31		0%	0	0	26,423	-63,761	0	158	0
H13.09.19		25,008	27		0%	0	0	25,008	-88,769	0	235	0
H13.10.22		25,338	33		0%	0	0	25,338	-114,107	0	401	0
H13.11.21		24,191	30		0%	0	0	24,191	-138,298	0	468	0
H13.12.19		23,289	28		0%	0	0	23,289	-161,587	0	530	0
H14.01.18		23,024	30		0%	0	0	23,024	-184,611	0	664	0
H14.02.21		22,439	34		0%	0	0	22,439	-207,050	0	859	0
H14.03.22		28,420	29		0%	0	0	28,420	-235,470	0	822	0
H14.04.22		17,916	31		0%	0	0	17,916	-253,386	0	999	0
H15.01.09	200,000		262		0%	0	0	0	-67,659	0	9,094	14,273
H15.01.27		13,050	18		0%	0	0	13,050	-80,709	0	166	0
H15.02.24		14,403	28		0%	0	0	14,403	-95,112	0	309	0
H15.03.25		14,251	29		0%	0	0	14,251	-109,363	0	377	0
H15.03.27	130,000		2		0%	0	0	0	19,756	0	29	881
H15.04.25		25,000	29		18%	282	0	24,718	-4,962	0	0	0
H15.05.27		25,000	32		0%	0	0	25,000	-29,962	0	21	0
H15.06.23		20,913	27		0%	0	0	20,913	-50,875	0	110	0
H15.06.26	250,000		3		0%	0	0	0	198,974	0	20	151
H15.07.23		31,771	27		18%	2,649	0	29,122	169,852	0	0	0
H15.08.22		31,771	30		18%	2,512	0	29,259	140,593	0	0	0

(注) 過払利息の元本充当額は、既発生 of 過払金に対する利息の合計額を借入元本に充当して計算したものである

利息制限法所定の制限利息で計算した。なお、閏年に伴う利息の計算上、閏年及びその前年については取引がない場合でも12月31日の項目を設けている。

## 計 算 書

(別紙)

取引日	借入額	返済額	日数	遅延 日数	利率	利 息	遅延 損害金	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息(5%)	過払利息の 元本充当額
H15.09.26		34,000	35		18%	2,426	0	31,574	109,019	0	0	0
H15.09.30	60,000		4		18%	215	0	0	169,019	215	0	0
H15.10.27		33,000	27		18%	2,250	0	30,535	138,484	0	0	0
H15.11.27		32,187	31		18%	2,117	0	30,070	108,414	0	0	0
H15.12.26		31,665	29		18%	1,550	0	30,115	78,299	0	0	0
H15.12.31			5		18%	193	0	0	78,299	193	0	0
H16.01.23		30,777	23		18%	885	0	29,699	48,600	0	0	0
H16.02.27		33,000	35		18%	836	0	32,164	16,436	0	0	0
H16.03.29		30,038	31		18%	250	0	29,788	-13,352	0	0	0
H16.04.06	120,000		8		0%	0	0	0	106,634	0	14	14
H16.04.28		32,000	22		18%	1,153	0	30,847	75,787	0	0	0
H16.05.28		32,430	30		18%	1,118	0	31,312	44,475	0	0	0
H16.06.28		31,512	31		18%	678	0	30,834	13,641	0	0	0
H16.07.29		32,000	31		18%	207	0	31,793	-18,152	0	0	0
H16.08.20	90,000		22		0%	0	0	0	71,794	0	54	54
H16.08.27		31,000	7		18%	247	0	30,753	41,041	0	0	0
H16.09.28		32,000	32		18%	645	0	31,355	9,686	0	0	0
H16.10.28		31,338	30		18%	142	0	31,196	-21,510	0	0	0
H16.11.26		31,182	29		0%	0	0	31,182	-52,692	0	85	0
H16.12.28		30,643	32		0%	0	0	30,643	-83,335	0	230	0
H16.12.31			3		0%	0	0	0	-83,335	0	34	0
H17.01.28		29,815	28		0%	0	0	29,815	-113,150	0	319	0
H17.02.28		29,319	31		0%	0	0	29,319	-142,469	0	480	0
H17.03.28		27,969	28		0%	0	0	27,969	-170,438	0	546	0
H17.04.25		27,521	28		0%	0	0	27,521	-197,959	0	653	0
H17.05.26		28,000	31		0%	0	0	28,000	-225,959	0	840	0
H17.06.29		28,500	34		0%	0	0	28,500	-254,459	0	1,052	0
H17.07.26		25,943	27		0%	0	0	25,943	-280,402	0	941	0
H17.08.26		26,327	31		0%	0	0	26,327	-306,729	0	1,190	0
H17.09.28		26,019	33		0%	0	0	26,019	-332,748	0	1,386	0
H17.10.31		27,000	33		0%	0	0	27,000	-359,748	0	1,504	0
H17.11.28		30,000	28		0%	0	0	30,000	-389,748	0	1,379	0
H17.12.28		26,000	30		0%	0	0	26,000	-415,748	0	1,601	0
H18.01.27		23,513	30		0%	0	0	23,513	-439,261	0	1,708	0
H18.02.23	370,000		27		0%	0	0	0	-84,833	0	1,624	15,572
H18.02.28		24,000	5		0%	0	0	24,000	-108,833	0	58	0
H18.03.29		20,000	29		0%	0	0	20,000	-128,833	0	432	0
H18.04.28		20,000	30		0%	0	0	20,000	-148,833	0	529	0
H18.05.29		20,000	31		0%	0	0	20,000	-168,833	0	632	0
H18.06.28		20,000	30		0%	0	0	20,000	-188,833	0	693	0
H18.07.31		20,000	33		0%	0	0	20,000	-208,833	0	853	0
H18.08.30		20,000	30		0%	0	0	20,000	-228,833	0	858	0
H18.10.02		20,000	33		0%	0	0	20,000	-248,833	0	1,034	0
H18.10.31		20,000	29		0%	0	0	20,000	-268,833	0	988	0
H18.11.29		20,000	29		0%	0	0	20,000	-288,833	0	1,067	0
H18.12.29		20,000	30		0%	0	0	20,000	-308,833	0	1,186	0
H19.01.30		20,000	32		0%	0	0	20,000	-328,833	0	1,353	0
H19.03.01		20,000	30		0%	0	0	20,000	-348,833	0	1,351	0
											未充当計	
												11,034

(注)過払利息の元本充当額は、既発生 of 過払金に対する利息の合計額を借入元本に充当して計算したものである

これは正本である。

平成20年2月29日

東京簡易裁判所民事第1室5係

裁判所書記官 田中宏

